

大船渡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年2月14日

大船渡市監査委員 新 沼 敏 明

大船渡市監査委員 三 浦 隆

## 令和元年度定期監査（全課等）結果報告書

### 1 監査の対象

市の全課等を対象とし、平成 30 年度及び令和元年度 7 月末までにおける予算執行状況及び内部統制状況について、また、重点項目である「補助金」の交付状況について監査を行った。

また、次の 8 部局 16 課等は、事情聴取の対象とし、物品購入、委託契約、財産管理、工事請負契約、負担金及び交付金の支出、収納等の事務手続等、財務事務全般における監査を行った。

- (1) 総務部： 税務課、三陸支所
- (2) 災害復興局： 復興政策課、土地利用課・被災跡地利用推進室、市街地整備課・大船渡駅周辺整備室
- (3) 農林水産部： 農林課、水産課
- (4) 農業委員会事務局
- (5) 都市整備部： 下水道事業所、簡易水道事業所
- (6) 水道事業所
- (7) 選挙管理委員会事務局
- (8) 生活福祉部： 地域福祉課、子ども課、長寿社会課・地域包括ケア推進室・地域包括支援センター・高齢者保健福祉推進室、健康推進課・子育て世代包括支援センター

### 2 監査の実施期間

令和元年 8 月 21 日から令和 2 年 1 月 30 日まで

### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課等から事前に提出された資料の内容及び関係書類を、監査基準と照らし合わせて事前監査した。

また、実地調査において、関係帳簿及び証拠書類等の提出を求め、その内容について照合確認するとともに、関係職員から事情聴取した。

監査にあたっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令等に適合し、適正かつ効率的に行われているかを主眼に監査を実施した。

### 4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に基づき、概ね適正に実施されているものと認められた。また、内部統制状況についても、概ね良好と認められたところである。

補助事業は、市の各種政策及び施策を実施するうえで必要なものであるが、東日本大震災を機に年々増加しており、また、その内容も多岐にわたっている。

復興事業の収束により、予算規模は縮小し、財政状況が厳しくなることが想定されることから、各種補助事業の補助金額及び終期について、「補助金等の見直しに関する指針」に基づき見直しを図るよう望むものである。

## 令和元年度定期監査（出先機関）結果報告書

### 1 監査の対象

市の出先機関のうち次の施設を対象として、平成 30 年度及び令和元年度 8 月末までにおける財務に関する事務の執行及び施設管理等について監査を行った。

- (1) 越喜来診療所
- (2) 吉浜診療所
- (3) 吉浜地域振興出張所
- (4) 吉浜こども園
- (5) 北部学校給食センター

### 2 監査の実施期間

令和元年 9 月 21 日から令和 2 年 1 月 30 日まで

### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び施設管理等について、対象施設から事前に提出された資料の内容を、監査基準に照らし合わせて事前監査した。

また、実地監査において、関係帳簿及び証拠書類等の提出を求め、その内容について照合確認するとともに、関係職員から事情聴取した。

監査にあたっては、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また備品や施設等が適正に維持管理されているかを主眼に監査を実施した。

### 4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び施設管理等に関する事務の執行については、関係法令等に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

ただし、備品台帳及び鍵台帳が未整備な施設があり、関係職員に口頭で改善等の指示を行った。